

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月23日 (第1回目)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	八丈町 (134015)
地域名 (地域内農業集落名)	全域 (三根・大賀郷・檜立・中之郷・末吉)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	279 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	275 ha
② 田の面積	0 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	279 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	- ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	- ha
(参考)区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における65才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

現在、八丈町の農家数は高齢化や後継者不足、町の人口減少などにより減少している。土地については、所有者による相続未登記の土地も多くあり、耕作放棄地や遊休農地化している農地は少なくない状況である。耕作を行わないでいるとすぐに山林化してしまう等の荒廃農地化のリスクが高まるため、高齢の農業者からの事前の農地の利用意向による早急なマッチングが課題である。町独自の「農地仲介制度」を令和4年度より開始したが、農地登録者と利用登録者の認知不足が課題となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

温暖多雨な自然条件を活かして農業生産の中心となっている花き観葉植物について、自然災害による被害を抑制するための施設整備を推進し、生産量の向上と高品質化を促進する。さらに産地形成を拡充・強化して、国内における重要な花き産地としての地位確立を目指す。また、新規特産物の開拓を含めて、ほかの適作目の振興を図っていく。
 八丈町農業担い手研修センター事業、指導農業士による農業体験を通して新規就農者の確保に務めるとともに、「農地仲介制度」を活用し、農地と担い手のマッチングを促進させ農業振興を図っていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

町独自の「農地仲介制度」や農地中間管理事業を活用し、担い手(認定農業者・認定新規就農者)への農地の集積・集約化および、持続的な農地利用を促進していく。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	3.05 %	将来の目標とする集積率	3.05 %
--------	--------	-------------	--------

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

地域の担い手となる農業者と農地に関する協議を重ね、協議が整った農地から随時目標地図を更新し、農用地の集約化を推進する。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組

現在、八丈町農業担い手育成研修センターでの研修や東京都指導農業士による農業体験がおこなわれ、新規就農希望者は移住・定着してきている状況である。一方、地域内の農業者については、高齢化が進んでおり、認定農業者等の年齢水準も高齢化している状況にある。地域内の農業者が離農する際に後継者がいないことが十分に考えられる状況であるため、農業委員会等と連携を図り、高齢化してきた農地の利用者への利用意向と後継者の有無を確認しながら、認定農業者や認定新規就農者への農地集積を実施する。そのために、地域内の中心経営体となる農業者をリスト化していくと共に、認定農業者や認定新規就農者等への確に農地が斡旋できる「農地仲介制度」の周知と確立を進める。

(2)農地中間管理機構の活用方法

農地中間管理機構を活用し農業者の意向に沿って迅速に対応が出来るよう、周知を行っていく。また、10年以上の貸借を行う農地と農業者を目標地図に位置づけし、長期貸借奨励金事業を活用しながら、農地流動化を促進していく。農地所有者の農地の利用意向と農業者の農業経営計画の規模拡大要望を早期にマッチングして農地バンクを介した貸借を進め、新規就農者等の早期農地基盤の整備や規模拡大を推進していく。

(3)基盤整備事業への取組

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地基盤整備(農道・農業用水)に取り組む。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

平成20年度より八丈町農業担い手研修センターを開所し、島内外より新たな担い手の育成・確保に取り組んでいる。また、研修センターで受け入れ切れない部分については、指導農業士による農業体験を実施している。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組

該当なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

① 鳥獣害対策は地域全体で実施している。ノヤギに関しては終息しており、今後もノヤギゼロを維持していく。現在の

鳥獣害対策は、被害規模は少量ながらも生体数が増加傾向にあるカラスの対策であり、捕獲用の箱罠を効果的に移動させながら設置し、一定の数量を捕獲することで生息数の増加の抑制を図る。

⑧ 温暖多雨な自然条件を活かして農業生産の中心となっている花き観葉植物の産地形成をさらに拡充、強化し、国内における重要な花き産地としての地位を目指すことはもとより、新規特産物の開拓を含めてほかの適作目の振興を図っていくことが重要であり、東京都の山村・離島振興施設整備事業を利用し、生産施設の拡充を図ることにより、さらに大規模な生産拡大と高品質化を促進する。また、地域内では自然災害も多く、台風や大雨による水害や潮害、冬場の寒乾害や霜害が発生する場所もある。特に地域の基幹作物であるフェニックス・ロベニーは潮害・霜害に弱く出荷出来なくなることもあるため、施設整備を推進することで被害の軽減を図る。令和7年の台風22号、23号においては、島内において農業用施設に大きな影響を及ぼした。花き生産が主要な島内において農業用施設の被害は大きな問題であり、優先的に復旧に向けて取り組んでいく必要がある。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
	別紙のとおり		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		ha	ha		ha	ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。